

進めよう 再開発！

第8号

ともにつくりよう市川駅南口のまち

4月の権利変換計画縦覧を予定

市川駅南口再開発事業は、権利者の皆さんがどの場所に権利変換するのか、また転出するのかをまとめた「権利変換計画」を作成しています。この計画は、個別面談によって、権利者の皆さんの意向を可能な限り取り入れて作成していきます。

今後は、住宅床・商業床の配置案を権利者の皆さんにお知らせする説明会を開き、配置を調整して4月の権利変換計画縦覧を予定しています。

なお、「権利変換計画」に対しては、補償額や権利変換場所についての「意見書」を出すことができます。

個別面談、間もなく終了

現在個別面談を行い、権利者の皆さんに意向をお伺いしております。まだ、面談を行っていない方は、個別面談への協力をお願いします。

また、面談を行った方でも意向を保留されている場合、また権利変換場所を保留されている場合については、速やかな意向の決定をお願いします。

なお、1月中に意向が決まらない場合の取り扱いは下記のとおりです。

転出の申し出をしていない方、権利変換場所を決めていない方

再開発ビルに権利変換として扱い、場所は施行者が配置します

今後の予定

個別面談終了（1月）

権利変換計画縦覧（4月）

権利変換計画認可（6月）

（転出される方へ土地代金をお支払い
します）

権利変換期日（8月）

（明け渡し開始、明け渡しまでに
補償金をお支払いします）

工事開始

工事完了（平成19年8月）

発行日 平成15年1月15日

発行者 市川市

編集者 市川駅南口再開発事務所

電話 047-324 0088

ホームページ <http://www.city.ichikawa.chiba.jp/>